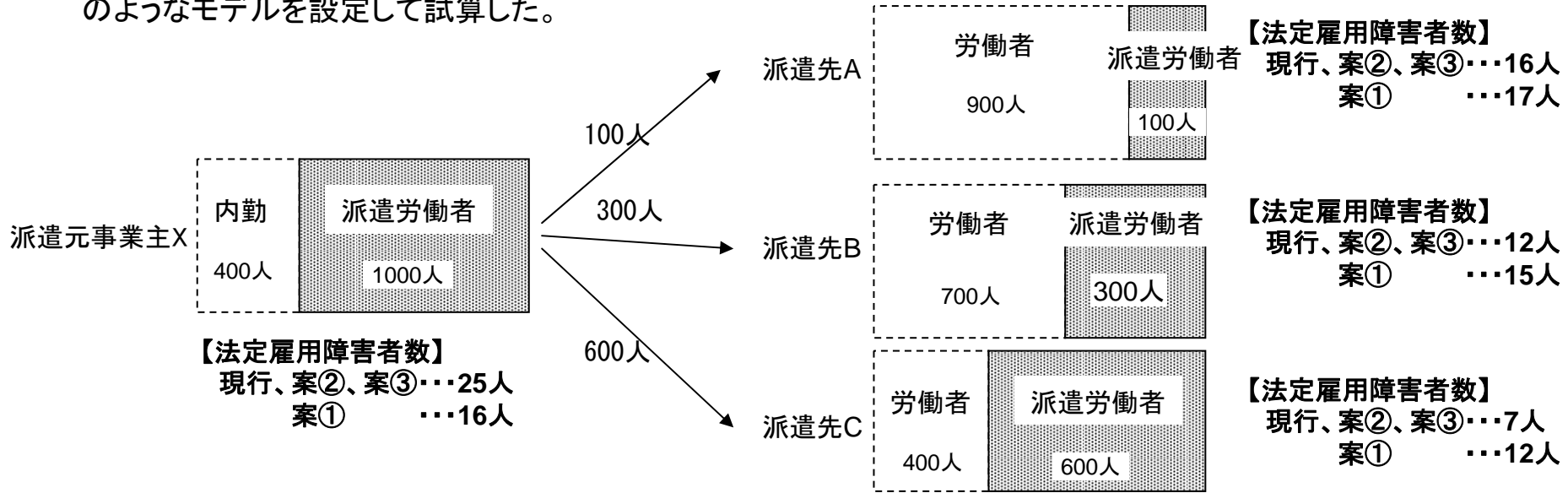


派遣労働に係る障害者雇用率の見直しの影響について

<法定雇用障害者数への影響>

○ 派遣元事業主及び派遣先双方を対象とすることとした場合の法定雇用障害者数の影響について、下記のようなモデルを設定して試算した。



(参考)第6回研究会(2月6日)に提示した案

	派遣元事業主		派遣先	
	雇用労働者数 (分母)	雇用障害者数 (分子)	雇用労働者数 (分母)	雇用障害者数 (分子)
現行	1	1	0	0
案① 派遣元事業主の雇用労働者数(分母)及び雇用障害者数(分子)について派遣先に雇用労働者数(分母)及び雇用障害者数(分子)の半数を算定する。	0.5	0.5	0.5	0.5
案② 雇用労働者数(分母)については、派遣元事業主に算定し、雇用障害者数(分子)を派遣元事業主及び派遣先双方に半数ずつ算定する。	1	0.5	0	0.5
案③ 雇用労働者数(分母)については、派遣元事業主に算定し、雇用障害者数(分子)を派遣先に算定する。	1	0	0	1

受け入れている派遣労働者の人数に応じて、派遣先も派遣元事業主と分担して障害者の職場を提供しなければならないこととする案

受け入れている派遣労働者に障害者がいる場合、派遣先の実雇用率にカウントを付与することとする案

※各算定数については、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者の場合の数である。